

## 1 定義

### 【改正】(独立企業間価格)

18-1-33 令第155条の16第3項(「当期純損益金額」)の規定の適用に当たり、同項に規定する取引(以下「対象取引」という。)につき、独立企業間価格(同項第1号に規定する独立企業間価格をいう。以下「18-1-67」までにおいて同じ。)であるとして、構成会社等又は共同支配会社等がそれらの所在地国の租税に関する法令を執行する当局に独立企業原則に従った価格として申告した額が、当該対象取引に係る金額と同じである場合には、次に掲げるときを除き、当該対象取引に係る金額を独立企業間価格であるものとして取り扱って差し支えない。

- (1) 対象取引に係る金額につき、構成会社等又は共同支配会社等が当該対象取引の当事者(構成会社等と他の構成会社等の所在地国を所在地国とするものを除く。)、構成会社等と共同支配会社等又は共同支配会社等と他の共同支配会社等(当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とする当該共同支配会社等に係る共同支配会社等を除く。)をいう。以下「18-1-33」において同じ。)の所在地国の租税に関する法令における独立企業間価格に関する規定により、当該所在地国の租税に関する法令を執行する当局から更正又は決定(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「18-1-33」において同じ。)を受けた場合において、当該対象取引の当事者の双方の所在地国の権限ある当局間の条約等に基づく合意(外国におけるこれに相当するものを含む。)が行われたとき。
  - (2) 対象取引に係る金額につき、独立企業間価格の算定の方法及び対象取引に関する事項について、当該対象取引の当事者の双方の所在地国の権限ある当局による確認(外国におけるこれに相当するものを含む。以下「18-1-33」において同じ。)があるとき。
  - (3) 対象取引に係る金額につき、独立企業間価格の算定の方法及び対象取引に関する事項について、当該対象取引の当事者の一方の所在地国の権限ある当局のみによる確認があるとき。
  - (4) 対象取引に係る金額につき、構成会社等又は共同支配会社等が当該対象取引の当事者の所在地国の租税に関する法令における独立企業間価格に関する規定に従って、当該所在地国の租税に関する法令を執行する当局に当該対象取引に係る金額を修正して申告をしたとき。
  - (5) 対象取引に係る金額につき、構成会社等又は共同支配会社等が当該対象取引の当事者の所在地国の租税に関する法令における独立企業間価格に関する規定により、当該所在地国の租税に関する法令を執行する当局から更正又は決定を受けたとき((1)に掲げるときを除く。)。
- (注) 上記(1)から(5)までの合意、確認、申告、更正又は決定に係る金額は、それぞれ上記(1)から(5)までに掲げるときにおける独立企業間価格となることに留意する。

## 【解説】

- 1 令和7年度の税制改正において、当期純損益金額の決定における独立企業間価格に基づく調整（以下「本調整」という。）の見直しが行われた（令155の16③）。
- 2 具体的には、(1)及び(2)に掲げる対象取引のみが本調整の対象とされていたが、同改正では、(3)及び(4)に掲げる対象取引が本調整の対象に加えられた。
  - (1) 異なる国又は地域を所在地国とする構成会社等の間の対象取引
  - (2) 異なる国又は地域を所在地国とする共同支配会社等及びその共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の間の対象取引
  - (3) 構成会社等及び共同支配会社等の間の対象取引
  - (4) 共同支配会社等及び他の共同支配会社等（その共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）の間の対象取引
- 3 本通達においては、対象取引につき、構成会社等又は共同支配会社等がそれらの所在地国の租税に関する法令を執行する当局に独立企業原則に従った価格として申告している場合には、その対象取引は独立企業原則に即した企業グループ内における移転価格ポリシー等に基づき価格設定がなされていると考えられることから、その現地の税務当局に申告した額とその対象取引に係る金額が同じである場合には、次の(1)から(5)までに掲げる場合を除き、基本的に、その対象取引に係る金額を独立企業間価格であるものとして取り扱って差し支えない、つまり、本調整を行う必要はないことを明らかにしている。
  - (1) 移転価格課税に係る二国間の相互協議による合意が行われた場合  
本通達の(1)では、対象取引に係る金額につき、その対象取引の当事者の所在地国の租税に関する法令を執行する当局が行った移転価格課税（我が国における措置法第66条の4第1項の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれに類する課税をいう。以下同じ。）に係るその二国間の相互協議（租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議をいう。）による合意が行われた場合を掲げている。
  - (2) 事前確認の申出につき二国間の確認がある場合  
本通達の(2)では、対象取引に係る金額につき、その対象取引の当事者が行った事前確認（税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的な内容について確認（外国におけるこれに相当するものを含む。）を行うことをいう。以下同じ。）の申出について、その当事者の双方の所在地国の租税に関する法令を執行する当局による二国間の確認（いわゆるバイAPA）があった場合を掲げている。
  - (3) 事前確認の申出につき一方の国の確認がある場合

本通達の(3)では、対象取引に係る金額につき、その対象取引の当事者が行った事前確認の申出について、その当事者の一方の所在地国の租税に関する法令を執行する当局のみによる確認（いわゆるユニ APA）があった場合を掲げている。

(4) 対象取引の当事者による修正した申告がある場合

本通達の(4)では、対象取引に係る金額につき、その対象取引の当事者がその金額を修正して申告をした場合を掲げている。

(5) 一方の税務当局による更正又は決定がある場合

本通達の(5)では、対象取引に係る金額につき、その対象取引の当事者がその所在地国の租税に関する法令を執行する当局から移転価格課税に係る更正又は決定を受けた場合 ((1)に掲げる場合を除く。) を掲げている。

ただし、(1)から(5)までの合意、確認、申告、更正又は決定に係る金額は、構成会社等又は共同支配会社等がそれらの所在地国の租税に関する法令を執行する当局に独立企業原則に従った価格として申告した額に疑義が生じた後に確定した金額であり、より独立企業原則に整合しているものと考えられることから、(1)から(5)までに掲げる場合には、これらの金額に基づき、本調整を行うこととなる。本通達の注書では、このことを留意的に明らかにしている。

4 上記 2 の改正に伴い、本通達の適用を受ける「対象取引の当事者」の範囲について改正を行った。